

平成26年度 社会福祉施設・法人選考専門分科会 審査結果

開催日	議案 番号	社会福祉法人		施設				所管課	選考結果	備考
		名称	区分	種別	区分	名称 (仮称含む)	所在地			
【第1回】 平成26年 8月1日 (金曜日)	議案1	(仮称)真蓮会	新設	保育所	創設	YPC保育園	西区 新町1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案2	山水学園	既設	保育所	建替	東成山水学園	東成区 大今里2丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案3	大阪福祉事業財団	既設	保育所	移転 建替	なかよしすみれ 保育園	城東区 古市1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
【第2回】 平成26年 8月8日 (金曜日)	議案1	(仮称)功德会	新設	特別養護老 人ホーム	創設	にちげつの光	西成区 萩之茶屋1丁目	福祉局 高齢施設課	条件付適格	継続案件 条件:注1
	議案2	はるかぜ福祉会	既設	特別養護老 人ホーム	創設	はるかぜ	平野区 瓜破南2丁目	福祉局 高齢施設課	条件付適格	条件:注2
	議案3	(仮称)育福会	新設	特別養護老 人ホーム	創設	コティコート北大阪	淀川区 田川北3丁目	福祉局 高齢施設課	条件付適格	条件:注3

開催日	議案 番号	社会福祉法人		施設				所管課	選考結果	備考
		名称	区分	種別	区分	名称 (仮称含む)	所在地			
【第3回】 平成26年 12月26日 (金曜日)	議案1	(仮称)なにわ聖真会	新設	保育所	創設	桜川保育園	浪速区 桜川1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案2	(仮称)新芽会	新設	保育所	譲受け	こぐま此花保育園	此花区 島屋6丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案3	東生会	法人 解散	保育所	譲渡	ふかえ保育園	東成区 深江南3丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
【第4回】 平成27年 3月13日 (金曜日)	議案1	愛和保育園	既設	保育所	建替	愛和保育園	住之江区 西加賀屋1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案2	大念仏寺社会事業団	既設	保育所	建替	いちようベビー センター	平野区 平野上町1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案3	めばえ福祉会	既設	保育所	移転 建替	めばえ保育園	東住吉区 西今川1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案4	めぐむ福祉会	既設	保育所	増改築	めぐむ保育園	東住吉区 山坂1丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案5	(仮称)光寶	新設	保育所	譲受け・ 移転 建替	淡路保育園	東淀川区 東淡路4丁目	こども青少年局 保育企画課	適格	
	議案6	邦寿会	既設	特別養護老 人ホーム・ 保育所	移転 建替	高殿苑・ つぼみ保育園	旭区 高殿5丁目	福祉局高齢施設 課・こども青少年 局保育企画課	適格	

開催日	議案 番号	社会福祉法人		施設				所管課	選考結果	備考
		名称	区分	種別	区分	名称 (仮称含む)	所在地			
【第5回】 平成27年 3月17日 (火曜日)	議案1	日本ヘレンケラー財団	既設	救護施設・ 特別養護老 人ホーム	建替 ・ 創設	救護施設平和寮・ ミネルヴァ阿倍野	阿倍野区 昭和町3丁目	福祉局保護課・ 高齢施設課	条件付適格	条件:注4
	議案2	帝塚山福祉会	既設	特別養護老 人ホーム	増築	阪和帝塚山苑	住吉区 帝塚山東2丁目	福祉局 高齢施設課	適格	
	議案3	聖綾福祉会	既設	特別養護老 人ホーム	創設	せいりょう姫島	西淀川区 姫島2丁目	福祉局 高齢施設課	継続審議	
	議案4	エージングライフ福祉会	既設	特別養護老 人ホーム	創設	クレーネ大阪	此花区 春日出北1丁目	福祉局 高齢施設課	適格	

注1

・副理事長について、理事長職務代理者との違いや、その職責についてももう一度確認し、2名体制の必要性について再考すること。
・施設長予定者については特養での実務経験が不足しているため、施設の開設準備が本格化する前に他施設で実務経験を積むとともに施設長認定講習課程を修了するか、または予定者を経験が十分ある者に変更すること。
以上の2点について、市に報告を行い本分科会の承認を受けること。

注2

・特養開設までのできる限り早い時期に、法人役員に整備予定地域の代表者を入れること。
・すべての契約関係について外部に説明できるよう、手続きの透明性を高めること。とりわけ、理事長はじめ法人役員と親族等特殊の関係にある業者との随意契約は厳に慎むこと。これらについて、理事会でしっかりチェックできるよう、役員体制を見直すこと。
・施設長予定者については経験が不足しているため、施設開設準備が本格化する前に他施設で実務経験を積むとともに施設長認定講習課程を修了するか、または予定者を経験が十分ある者に変更すること。

注3

・施設長予定者について、新設の施設であることに鑑みて、施設運営管理経験のある補佐役の配置等サポート体制を確立するか、または予定者を変更すること。
・介護主任予定者については、特別養護老人ホームでの勤務経験がないため、施設開設前に他施設(ユニット型特別養護老人ホームが望ましい)で実務経験を積むこと。

注4

・特別養護老人ホーム施設長予定者について、開設にあたり行う業務は多岐にわたり、障がい者支援施設の施設長と兼務ができるものではないので、できるだけ早期に、新設施設に専念できる体制を構築すること。
・同施設長予定者は、特別養護老人ホームでの勤務経験がないため、施設の開設準備が本格化する前に他施設で実務的な研修を行うなど、介護保険制度等についての理解を深めること。